

家財道具整理等助成金

【対象者】 「三木へきーまい！」助成金の条件に加え、下記要件をすべて満たすもの。

- ・所有者等が移住者に売渡し若しくは貸渡した登録物件について売買契約若しくは賃貸借契約を締結した場合における所有者等又は移住者
- ・所有者等及び移住者が3親等以内の親族でない者
- ・登録物件の売買契約又は最初の賃貸借契約日から1年を経過していないこと。
- ・申請者及び申請者が属する世帯構成員に町税等の滞納がないこと。
- ・対象物件に関して過去にこの助成金の交付を受けていないこと。

【対象経費】

対象経費は次に掲げるものを対象とする。ただし、居住の用に供する部分とし、店舗等に係るものは除く。

- ・家財道具の搬出及び処分
- ・屋内及び屋外の清掃

【助成金額】

対象経費の全額とし、1物件につき5万円を上限とする。

対象経費が5万円を超える場合、超えた額の2分の1を特例助成する。(上限5万円)

※ 特例分は、県外移住者が対象となります。

【申請手続】

家財道具整理の着手前に、下記の書類を申請書(様式第1号)と一緒にご提出ください。

- ・町税等の納税証明書(転入前の自治体分)
- ・売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- ・家財道具等整理に要する経費に係る見積書の写し
- ・家財道具等整理の内容の詳細が分かる書類
- ・家財道具等整理実施前の現況写真
- ・空き家の家財道具等整理に係る所有者等の承諾書(賃貸借契約を締結した移住者に限る。)
- ・住民票謄本(移住者に限る。三木町転入後のもの)
- ・誓約書(様式第14号)
- ・その他町長が必要と認める書類

【実績報告】

家財道具等整理が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに報告すること。

- ・実績報告書(様式第11号)
- ・家財道具等整理に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- ・家財道具等整理実施後の写真
- ・助成金等請求書(様式第12号)
- ・その他町長が必要と認める書類

裏面あります⇒

※参考

家財道具等整理支援助成金 計算例

対象経費	補助金額		
	通常分（全額：上限5万円）	特例分（5万円を超えた額の1/2）	合計
3万円	3万円	0円	3万円
5万円	5万円	0円	5万円
10万円	5万円	5万円×1/2 = 2.5万円	7.5万円
15万円	5万円	10万円×1/2 = 5万円	10万円

お問い合わせ先

香川県木田郡三木町大字氷上 310 番地

三木町役場 地域活性課 まちづくり係

TEL : 087-891-3320 / Fax : 087-898-1994

Mail : chikikassei@town.miki.lg.jp